

令和4年2月つくば市教育委員会定例会会議録

1 会議日時

令和4年2月21日（月）

2 会議場所

本庁舎2階 防災会議室2・3

3 出席委員

教育長	森田 充
委員	柳瀬 敬
委員	倉田 廣之
委員	和泉 なおこ
委員	成島 美穂

4 欠席委員 なし

5 委員以外の出席者

教育局長	吉沼 正美	特別支援教育推進室長	土田 圭子
教育局次長（兼）		教育相談センター所長	岡田 太郎
教育施設課長	飯泉 法男	総合教育研究所所長	山田 聡
教育局次長	貝塚 厚	生涯学習推進課長	大久保 文子
教育総務課長	笹本 昌伸	文化財課長	石橋 充
学務課長	下田 裕久	中央図書館長	柴原 徹
健康教育課長	柳町 優子	中央図書館副館長	松浦 智恵子
学び推進課長	横田 康浩	企画監	澤頭 由紀子
		教育施設課長補佐	大口 勝也

6 傍聴人 5人

7 議事

(1) 案 件

報告第5号 臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について（つくば市教育委員会職員の分限処分）（非公開）

報告第6号 臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について（つくば市教育委員会職員の分限処分）（非公開）

報告第7号 臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について（つくば市教育委員会職員の分限処分）（非公開）

報告第8号 臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について（市長からの意見照会に係る回答）（公開）

8 会議の概要

◎ 開 会

午後2時40分開会

森田教育長	ただいまから、つくば市教育委員会2月定例会を開会いたします。委員の皆様、お忙しいところ御出席いただきありがとうございます。
◎議事録の承認	
森田教育長	初めに議事録の承認です。令和4年1月定例会分については委員の皆様には事前に確認いただいております。その後修正がないようでしたら、承認することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
委員一同	はい。
森田教育長	ありがとうございます。では、1月定例会の署名人を柳瀬委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。
◎教育長の報告	
森田教育長	続いて、教育長の報告になります。2月はつくば市では、県の蔓延防止等の重点措置による小学校の対策強化がありましたので、1月31日から先週いっぱいまで小学校及び義務教育学校前期課程でオンライン学習を行いました。家で面倒をみられない、家にいることが難しいというお子さん方は登校しても良いという形で行いました。9月のオンライン学習対応以降、インターネット回線については、回線の増設、プロバイダの契約更新、端末のアップデートの確実な実施等をしたので、9月のオンライン学習対応の時に比べると、環境的には大分良くなったと思います。授業内容についても、9月の頃は、オンライン授業は2、3時間というところが多かったのですが、今回調査したところ、4、5時間実施できたところが一番多くなったということで、前に比べると大分改善されたのではないかと思います。とはいえ、子どもたちが登校できなかったということは、大変苦労があったのではないかと思いますので、これからそのフォローと、実際の人と人との繋がりを大事にして今後やっていくようにということで、明日校長会もありますので、そういう話をさせていただきたいと思っています。 そして、今後の学校行事ですけれども、まず大きい行事として卒業

<p>委員一同</p> <p>森田教育長</p>	<p>式・入学式があります。これについてはしっかりとした感染対策をした上で実施するようという事なので、時間を短くしたり会場に入る人数を抑えたり、そういうことを考えながらやっていきたいと思います。そのため、来賓としては、PTA 会長のみにするとか、PTA 会長も臨席しないようにするとか、そういう対応になりますので、市教委としての来賓という形での教育委員の皆様や私などについては、今回もなしということで進めさせていただきたいと思います。その点の御理解をよろしくお願いしたいと思います。</p> <p>それでは案件に入りたいと思います。本日は、報告4件を予定しております。このうち、報告第5号から報告第7号までが人事案件ですので、非公開とさせていただきたいと思います。そして報告第8号を公開として進めたいと思います。最初に非公開案件を取り扱い、その後に公開案件を取り扱い、そしてその他の案件に進むという形でよろしいでしょうか。</p> <p>はい。</p> <p>では、そのようにさせていただきます。</p> <p>それでは、まずは非公開案件を行いますので、傍聴人の方がいらっしゃいましたら、一時退席をお願いします。</p>
<p>◎報告第5～7号 臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について（つくば市教育委員会職員の分限処分）</p>	
<p>森田教育長</p> <p>笹本教育総務課長</p> <p>森田教育長</p>	<p>それでは、報告第5号から第7号まで全て関連がありますので、一括で説明をお願いしたいと思います。教育総務課、お願いします。</p> <p>報告第5号から報告第7号まで、臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について御説明させていただきます。</p> <p>（報告に対する説明）</p> <p>ただいまの説明に関して質問や確認事項がございましたらお願いします。いかがでしょうか。</p> <p>無いようですので、報告のとおりとさせていただきたいと思います。非公開案件はこれで終了となりますので、傍聴人の方はお入りください。</p>

◎報告第8号 臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について（市長からの意見照会に係る回答）	
森田教育長	公開案件の報告第8号についてです。今回は令和3年度3月補正予算として、3月議会に提案しているものです。各課からの説明をお願いしたいと思います。教育総務課からお願いします。
笹本教育総務課長	公用車管理に要する経費のうち1,750千円を減額補正させていただいています。理由としては、新型コロナウイルス感染症の影響で、学校教育バスの運行日数が減少したためです。
森田教育長	続いて、教育施設課、お願いします。
大口教育施設課長補佐	<p>内容に入る前に1点ほど資料の訂正をお願いいたします。資料の19ページ、繰越明許費の上から2段目、荃崎第三小学校廊下・階段改修工事の金額について、正式には12,541千円となります。訂正してお詫び申し上げます。</p> <p>それでは令和3年度3月補正について御説明させていただきます。今回の補正の主な内容は、1つ目に来年度実施予定の事業について国の補助金の前倒内定が見込まれることから、令和4年度の当初予算に計上している事業を前倒しして3月補正により対応するものです。それに伴い、事業費の計上及び財源更正の補正、繰越明許等の設定を行うものです。2つ目として、令和3年度事業が完了し、事業ごとに事業費も確定したことから、契約等により生じた入札差金等の減額補正をするものです。</p> <p>それでは、国の補正予算前倒し分として増額補正するものについて御説明いたします。資料4ページを御覧ください。小学校費では小野川小学校トイレ改修事業として、事業費72,622千円、監理委託費としまして、1,116千円を予定しています。歳入としては、国の補助金9,264千円を見込んでおります。続きまして、7ページを御覧ください。特別教室空調設置事業費について、事業費として343,695千円、監理委託費4,488千円となっております。対象校としては桜中、並木中、吾妻中、谷田部東中、豊里中、大穂中の6校となります。なお、今回の空調設備設置につきましても、今回の工事発注分を以て全中学校への設置を完了し、以後、小学校への設置を進めて参ります。次に、谷田部中学校トイレ改修工事について、事業費63,745千円、監理委託費1,617千円を見込んでいます。続きまして、8ページを御覧ください。高山中学校武道場非構造</p>

部材耐震改修事業について、事業費 23,881 千円、監理委託費 1,166 千円となります。こちらは、防災機能強化事業として吊り天井の改修となります。歳入としては、3 事業合わせて国庫補助金、66,417 千円を見込んでおります。続きまして、10 ページを御覧ください。幼稚園費としては、荃崎地区幼稚園移転事業として、事業費 199,739 千円で、監理委託費 2,548 千円となっています。並びに、手代木南幼稚園のトイレ改修工事については、事業費が 15,224 千円で、監理委託費が 627 千円となっています。歳入としては、国庫補助金 21,579 千円を見込んでおります。なお、今回は国の補正予算の内示が急だったこともあり、いずれの事業とも令和 4 年度当初事業にも計上しておりますが、事業確定後は令和 4 年度の当初事業予算より削除する予定です。

次に、契約等により生じた差金の減額について御説明いたします。主なものとして、5 ページの（仮称）香取台地区小学校建設に要する経費について、53,015 千円の減となっています。また、6 ページと 9 ページを御覧ください。（仮称）研究学園小・中学校の建設に要する経費について、小中合算して、252,222 千円の減となっています。次に、7 ページと 10 ページを御覧ください。（仮称）みどりの南小・中学校建設に要する経費として、小中合算で 2,109 千円の減となっております。なお、当事業の歳入につきましても、国の補助金の追加認定があったことから、今回の補正で財源更正をいたします。またその他の幼・小・中の単独事業につきましても、事業費が確定したことから差金を減額する内容となっております。事業ごとの詳細につきましては、お手元の資料を御覧ください。なお、各事業に伴う継続費・繰越明許費の設定、地方債の補正につきましては、資料の 18 ページ、19 ページ、22 ページ、23 ページのとおりとなっております。

続いて、みどりの学園義務教育学校の財産取得について御説明いたします。資料の 24 ページから 26 ページを御覧ください。前回の定例教育委員会でも御報告したとおり、みどりの学園義務教育学校に隣接する県有地、面積 9,900.01 平米の用地取得の仮契約を 1 月 26 日に締結したので、3 月議会に諮り承認後は本契約とするものです。

森田教育長

続いて、健康教育課、お願いします。

柳町健康教育課長

資料の 11 ページを御覧ください。今回、学校保健に要する経費および給食センター建設に要する経費の 2 つの経費で減額補正となっております。

	<p>学校保健に要する経費は 4,397 千円が減額となっております。こちらの内容ですが、各小中学校に、新型コロナウイルス感染症対策として、手指消毒用アルコールを配置しております。こちらの入札の差金による減額となります。なお、在庫状態も確認しており、予算の減額を行っても十分足りる状態となっております。また、アルコールの他にも、マスク、プラスチックガウン、フェイスシールド、ポリエステル手袋等、それぞれの用品の配置もすでに済んでおります。次に、施設管理委託料で、429 千円の減となっております。建築における衛生的環境の確保に関する法律で、特定建築物に該当する義務教育学校 4 校の学校施設について、学校環境測定や床及びガラス清掃等の衛生管理業務を行う委託料となります。この対象となるのが、床面積が 8,000 平米以上の建物になりますので義務教育学校のみが該当となります。こちらの契約に係る入札差金に伴う減額となっております。続きまして、健康診断の委託料の減額が 2,000 千円となります。当初予算では、児童生徒数を多めに見込んでいるため、実際の受検者との比較で減となっております。使用料 468 千円の減についてですが、体温管理アプリケーション LEBER の契約差金に伴う減額となっております。当初、1 人当たりの使用料のほか、導入サポート費用ということで見積をいただき契約をしましたが、このサポート費用は不要ということで、その分が減額となり実質の使用料だけの契約となっております。</p> <p>続きまして、給食センター建設に要する経費について、5,608 千円の減額となります。（仮称）新桜学校給食センター建築工事設計委託料に係る契約差金の減額となります。なおこちらは令和 3 年から令和 4 年の継続費となっておりますので、資料 18 ページの継続費の補正の方でも同様に減額となっております。こちらですが、現在、今年度中に間取・設備・構造等を決定して、基本設計を完了させる予定となっております。令和 4 年度には実施設計を行い、令和 5 年から 6 年で建設工事を実施する予定となっております。</p>
森田教育長	<p>続いて、学び推進課、お願いします。</p>
横田学び推進課長	<p>今回、3 つの経費に関して補正させていただきました。1 つ目ですが、指導主事に要する経費ということで、予定されていた東京への出張と水戸への出張の 2 つが中止になりましたので、それによる減となります。2 つ目、学校教育研究支援に要する経費ですが、サイエンスキッズリーグのイベント、研究発表会が、新型コロナウイルス感染症の影響に</p>

	より中止されたことにより、合計して 1,226 千円の減となっております。3つ目、学校教育指導に要する経費として、新型コロナウイルス感染症の影響により、各中学校及び義務教育学校でスキー学習等が中止になったことに伴う企画料と宿泊の取消料を支払うものです。資料に記載のとおり9つの学校で合計 10,713 千円の増額となっております。
森田教育長	続いて、総合教育研究所、お願いします。
山田総合教育 研究所長	資料の 13 ページです。情報教育振興に要する経費及びつくばスタイル科振興に要する経費について、どちらも減額となっております。情報教育振興に要する経費については、研修会の開催回数の減少、事業完了に伴う減額、契約確定に伴う減額となっております。つくばスタイル科振興に要する経費についても、研修会の開催回数減少、事業完了に伴う減額ということで、合わせて 1,052 千円の減額となっております。
森田教育長	生涯学習推進課、お願いします。
大久保生涯学 習推進課長	資料の 14 ページです。今回、4つの事業で減額の補正をさせていただきました。つくば未来塾に要する経費について、新型コロナウイルス感染症の影響により、学習支援を行うことができなかった月もあり、指導員謝礼を減額をさせていただきます。次に、家庭教育支援に要する経費について、こちらも新型コロナウイルス感染症の影響で、当初予定していた家庭教育学級の開催はオンラインで行うことができたのですが、保育ボランティアを対面で実施することができなかったため、ボランティアの謝礼を減額させていただきました。次に、科学教育推進に要する経費について、こちらも新型コロナウイルス感染症の影響が出まして、科学出前レクチャーの実施回数が減ったので、こちらの報償費を減額しました。最後に、青少年健全育成に要する経費について、こちらも新型コロナウイルス感染症の関係から、青少年相談員、子ども会育成連合会の補助金の減額、子ども体験事業補助金を減額させていただきました。
森田教育長	文化財課、続けてお願いします。
石橋文化財課 長	15 ページを御覧ください。文化財課事業では5つの事業で補正をしています。文化財調査に要する経費では、県営の土地改良事業に伴う発掘調査の作業量の減と契約差金の減で、11,126 千円の減となります。文化

	<p>財維持管理に要する経費では、コロナ禍によりリモート参加となった協議会大会の特別旅費及び案件が生じなかった指定文化財保存事業補助金を減額いたします。小田城跡に要する経費では、国補助金の減額査定に伴い事業規模を小さくした分の減額と契約差金により、歳出とともに歳入についても国補助金の減額となります。文化財展示施設管理に要する経費では、2つとも契約差金になります。小田城跡の草刈事業と平沢官衙遺跡計画策定業務委託の契約差金となります。なお、資料の当該部分について、いずれも歳出と記載しておりますが、正しくは下に記載している方が歳入ですので、訂正させていただきます。歳出とともに国庫補助金の歳入を減額させていただきます。歴史文化教育・活用に要する経費では、コロナ禍により中止・縮小が生じた催事委託料を減額いたします。</p>
森田教育長	<p>続いて、中央図書館、お願いします。</p>
柴原中央図書館長	<p>資料の 17 ページになります。事業が2つございます。まず、図書館維持管理に要する経費の減額でございます。減額の合計が 3,804 千円となっております。補正の内容でございますが、まず委託料につきまして、文化会館アルスの改修設計業務委託の入札により生じた差金を減額するものでございます。もう1つが、使用料及び賃借料について、新型コロナウイルス感染拡大に伴い臨時休館をした関係で利用者等も減少し、駐車場使用料の予算を減額するものでございます。なお、臨時休館につきましては、先達て御報告させていただいておりますが、8月18日から9月22日までの36日間連続で休館となりました。そのうち開館予定であった30日を臨時に休館いたしております。</p> <p>次に、図書館運営に要する経費について、減額の金額が1,050千円となっております。こちらの内容は、公用自動車の購入費として自動車図書館車両1台を購入いたしました。その入札により生じた差金を減額するものでございます。</p>
森田教育長	<p>説明は以上になります。沢山ありましたけれども、今の説明に対して質問や確認事項がありましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>特にないようなので報告のとおりとさせていただきます。審議事項については以上になります。</p>
<p>◎その他 史跡平沢官衙遺跡再整備基本計画・基本設計案について</p>	

森田教育長	<p>続けて、その他に移らせていただきます。まず、文化財課から史跡平沢官衙遺跡再整備基本計画・基本設計案についての報告がありますので、文化財課、説明をお願いします。</p>
石橋文化財課長	<p>文化財課では、現在、平沢官衙遺跡の再整備基本計画・基本設計の策定を進めています。その事業概要については、資料の1枚目を御覧ください。概要は資料のとおりです。2月18日開催の分を含めて4回ほど懇話会を開催して、内容について検討して参りました。そして教育委員の皆さまには、1月26日に素案の段階で一度資料を送らせていただきまして、意見を事前に聴取させていただいて、今回提示している基本計画・基本設計案に意見を反映しております。ここから若干の訂正はありますが、1月26日にお送りした素案からの大きな修正箇所だけ簡単に御説明いたします。</p> <p>まず、1ページ目と、5ページ目、6ページ目に関して、案内所の増築について、保存活用計画の段階で課題として挙げていたのですが、再整備計画では、基本的には補助の対象にもならないこともあり、つくば市内の施設の在り方を十分検討した上で長期的に考えていくと補助の対象外であることは触れておきつつも、中身からは除いたということになります。また、8ページの第2章の部分で、国道125号バイパスが平沢官衙遺跡の近くを通る計画があるのですが、事業実施の見通しについて、事業化がまだこれから先ということになります。相当先の計画になるかと思うのですが、注意すべきこととして触れておくことにしました。また、36ページ、37ページの第4章について、昨年度作った保存活用計画で定めた「史跡の本質的価値」という言葉が、前の計画案でも何回か使ったのですが、それが入っている箇所が無かったという御指摘をいただきました。第4章の冒頭で昨年度策定した保存活用計画に挙げた「史跡の本質的価値」の記述を掲載して後の文が読みやすいようにしました。あと大きなところでは、第7章及び第8章、69ページ以降の部分について、再整備した後の活用計画・維持管理計画が素案の段階では抜けておりました。ここについては文化庁の先生からも、補助事業とは関わらないのですが入れるようにということでリクエストがありましたので、第7章の公開活用計画、第8章の維持管理計画を追加させていただきました。主な変更点は以上のとおりとなります。この段階ではまだ途中経過の報告という形で御確認いただければと思いますが、3月中旬に教育長決裁で計画として策定したいと思っております。完成したものは3月末の定例教育委員会で改めて報告させていただければと思います。</p>

森田教育長	途中経過ということでありましてけれども、何か御質問や御意見等ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。
柳瀬委員	<p>どうも御苦労さまでした。やっところまで来たという感じで、大変ご苦労されたと思います。4章の「史跡の本質的価値」のところ、まとめて書いた方がいいのではないかと申し上げたのですが、やっぱりこれがないとちょっと分かりにくいかなと思いました。私は7章、8章が加わったので、教育的価値や文化的価値に関してもこれで加わったものと思うので、とてもよく書いていただけたと思います。</p> <p>1点だけ、Webシステムについて、令和8年に補助の予算ということなのですけれども、Webシステムを作り、ソフトの面まで考えると、ここは令和8年の単年ではなくて、令和4年から令和8年までずっと継続して必要なのではないかと思うのですけれども、これはいかがでしょうか。</p>
石橋文化財課長	<p>情報発信の部分につきましては、補助の対象になるものとならないものが入り組んでいまして、ホームページを作ることは再整備事業と直結していないので、市が単独で作ることになっています。再整備事業の中の、例えば、解説版の多言語化や解説板からQRコードを用いてそれぞれの深い内容を説明するなど、そういう内容を作ることに対しては補助対象になるということで、最終年度に一気にホームページを作るというよりは、再整備事業を行う間で、ホームページをどうすべきか、どういうものを作っていくべきかについて検討を進めていきます。ホームページについてはいずれにしても市の単独で作ることになりますので、平沢官衙遺跡だけのものにするか文化財全体を紹介するものにするかを決めて、そこに補助対象で作るコンテンツが入っていくという、恐らくそういう流れで進めていくかと思っています。なので、検討はすぐにも始めたいと思っております。</p>
柳瀬委員	はい、了解しました。ということは、もう勿論すぐに内容やソフトについて始めていくということですね。そうすると、この5,000千円というのは、結局は要するに何のためのお金なのですか。
石橋文化財課長	内容について作る委託料として考えています。QRコードでWebページに飛ばして深い部分を説明する内容の編集ですとか、その辺りを考えています。5,000千円というのは概算でしかないのですけれども、事業費とし

	<p>て大雑把に入れてあるという形になります。</p>
柳瀬委員	<p>そうすると、令和4年から始めるものをどういう形で令和8年に消化するのですか。</p>
石橋文化財課長	<p>令和4年度から始める部分についてはこの事業とは別に市の単独事業になっていきますので、最初は内容の検討に十分に時間を使う必要があると思います。それは、来年度中にはホームページを作るということではないのですけれども、ホームページを作る段階で、若干の市の持ち出しがあるのかですとか、その分はこの5,000千円には入っていないということにはなってきます。</p>
柳瀬委員	<p>それが一番不安なのですよね。令和8年度に向かって相当色々な準備をしてソフトなお金を使わなくてはいけないのに、それは市の予算でやって、それでも5,000千円ぐらいはかかるとは思うのですよね。やっぱり良いものを作って欲しいと思うものですから、令和8年度に固まっているというのがちょっと心配なわけですよね。大丈夫ですか、と聞くのもおかしいかもしれませんが。</p>
石橋文化財課長	<p>頑張りますとしか言えないところではありますが、来年度、事業の中で反映させていきたいと考えています。</p>
柳瀬委員	<p>ありがとうございます。折角の機会なので、良いものを作れるようにしてください。</p> <p>だけど、根本を考えると20年で駄目になるものをまた直すのかという話は、市民の側からすると当然あると思うのですよ。日光東照宮や伊勢神宮の建替の話などを考えると、やっぱりそれに関わる技術とかプロセスについてすごく大事にされていて、20年で壊れたからまた直します、また20年経ったら同じ補助をもらいます、という発想ではやっぱり駄目なのではないかなと思います。そうすると、それを改修するプロセスが大事だと思うのですよ。それを細かく書いてくれているのですけれども、それ一つ一つをきちんと残した上で、市民にも公開し、直すプロセスに価値があるということを表現して欲しいのですよね。そういう意味でも、令和8年度にウェブサイトで報告しますというのではなくて、そのプロセスもうまく報告して欲しいなと思ったのですよね。色々な意味でコンテンツを作る段階でもそういうことが言えると思うのです。</p>

石橋文化財課 長	<p>わかりました。作っていく或いは改修していく中で、色々な伝統的な工法ですとか、そういうのが出てきますので、例えば茅を葺く場面で見学できたり、茅刈に参加できたりしないかですとか、そういうことは考えながら事業を進めていきたいと考えています。</p>
柳瀬委員	<p>よろしく申し上げます。茅の葺き替えなどは非常に興味あるし大事だと思います。7章の公開活用計画というのは、これは出来てからの公開活用計画ではなくて、もう今から公開活用をしていくのだという姿勢が欲しいなと思いました。それから以前に意見で書かせてもらったのですが、やはりソフトが弱いというのは十分書かせていただきました。元教育長の井坂先生が、『万葉集の筑波山』という本を去年の暮れに出されて、万葉集から平沢官衙のことなども想像できるのですけれども、そういう文化的なことも今からどんどんやって欲しいなと思うのです。あの建物の中には何が入っていたのかというのをみんなで想像するのも楽しいですね。</p>
石橋文化財課 長	<p>基本的にはお米なのですけれども、もしかしたらその中には宝物庫みたいなものもあったかもしれないので、色々な想像ができるような仕掛けは考えていきたいと思います。</p>
柳瀬委員	<p>そうですね。そういうのがやっぱり映像としても欲しいですよ、一般市民からすると。書かせていただきましたけれども、平沢官衙遺跡に行っても唐突感がすごくありまして、なかなか一般市民からすると、あれ以上の想像が進まないのですよね。もちろん柱が立っているので、あったのだろうと分かるのですけれども。67 ページに居住域という解説板の写真がありますよね、長崎の壱岐のものです。今はどこも、どれだけイメージをつくれるのかという勝負だと思うのです。遺跡へ行ってみたいという皆が思うようなイメージですね。平沢官衙遺跡も年代順に建物がバーッと加わって行って、こういうふう発展していたのかな、とか前の風景とはどんな形になっていたのかな、という、そういう絵がやっぱり欲しいですよ。その辺はどうですかね。</p>
石橋文化財課 長	<p>今回、何らかの形でイメージ図を作るというのは一つあるのですが、あともう一つ、これはまだ実証実験としてなのですが、いま筑波大学の方で、市民参加でVR化してそれを管理と活用で生かしていこうという</p>

<p>柳瀬委員</p> <p>森田教育長</p> <p>石橋文化財課長</p> <p>森田教育長</p>	<p>のを平沢官衙遺跡で今まさにこれからやろうとしているところなのですが、これは進行中ということもあって、この計画の中にはあまり書いてはいません。しかし、例えば、将来的にはそのデータを基にして建物が建ち並んでいる様子や建物を輪切りにして中を見られるとか、そういうこともできるものだと聞いています。そういう、管理でも活用でも援用できていくのであれば、将来的に考えていくべきことかと思っています。</p> <p>わかりました。その動きもちょっと読ませていただいたのですが、筑波山神社をそういう形でデータを取って映像化したプロジェクトを見たことあるのですが、すごく細かく学術的に作っているのですが面白さが一つも伝わらないのですよ、本当に。つまり、技術者だけがやるのと、例えば井坂先生ですとか、文学者とかアーティストとか食文化研究者とか、色々な人が学際的に入らないと、専門家って案外自分たちの面白さだけで作ってしまうのですよね。なので、是非色々な人を巻き込んでいただきたいなと思います。</p> <p>情報発信は本当に大事なことです。</p> <p>検討させていただきます。ありがとうございます。</p> <p>他にはありませんでしょうか。 ないようなので、次に進ませていただきます。</p>
<p>◎その他 令和4年度の当初予算案における主な事業の概要の説明</p>	
<p>森田教育長</p> <p>飯泉次長</p>	<p>次は、先日開催されました文教福祉分科会の方で令和4年度の当初予算の案、主な事業の概要と提言に対する対応について説明を行いましたので、その点についても報告させていただきたいと思います。では、教育施設課からお願いします。</p> <p>それでは、教育施設課から主な事業の概略を説明させていただきます。最初に（仮称）荃崎地区幼稚園移転改修事業の概要について説明させていただきます。場所としては、荃崎第三小学校が児童数の減少により余裕教室が多くあることから、同小学校校舎の1階・2階の一部及び施設敷地の一部を改修して2つの幼稚園を移転統合するものです。新た</p>

	<p>な幼稚園の開園については令和5年4月を予定しているところであり、4歳児・5歳児に加えて、満3歳児の受け入れも行うよう考えております。主な整備について、3歳・4歳・5歳それぞれの保育室を2部屋ずつ設けます。それに遊戯室、職員室、多目的室として整備して、それぞれの部屋の内装改修、エアコン設置、また、現況が小学校用のトイレとなっておりますので園児向けトイレへの改修も行います。合わせまして照明器具等も改修をしていくという予定でございます。また、幼稚園のグラウンドですけれども、小学校とは分離して、遊具等の園庭の整備も一緒に行うと計画しているところです。こちらの設計に当たっては、高崎幼稚園及び岩崎幼稚園の園長先生、先生方の御意見はもちろんのこと、市内の市立幼稚園の園長会から御意見も入れて、設計を行ってきたところでございます。事業費としましては、208,468千円を予定しております。こちらは令和4年度当初予算の方に計上してはおりますが、先ほどの3月補正予算の説明の中でも触れさせていただきましたが、国の新型コロナウイルス感染対策への経済対策の一環としまして、文部科学省でも補正予算による対策事業を実施するものでありまして、この整備事業が国の補助予算により内定を受けましたので、市でも3月補正予算に変更して事業を進めたいと考えております。また、当初予算に計上した部分につきましては、時期を見て減額補正を行わせていただきたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。</p>
森田教育長	次に、生涯学習推進課、お願いします。
大久保生涯学習推進課長	資料番号24番になります。コミュニティ・スクール導入事業について説明いたします。コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で定められた学校運営協議会を設置している学校のこと、子どもの育ちの場を支えるために、令和4年度にモデル校として1学園に導入し、年度ごとに増やして令和7年度末までに、市内全小・中・義務教育学校にコミュニティ・スクールを導入する予定です。事業の主な費用としては、令和4年度はコミュニティ・スクール推進委員や、コーディネーターの会議謝礼、また、保護者、地域教員向けの研修会講師の謝礼など、報償費に446千円を上げています。また旅費については、費用弁償・普通旅費・特別旅費として160千円を上げました。
森田教育長	次に、教育総務課、お願いします。

<p>笹本教育総務課長</p>	<p>小中学校の学校サポーターの配置につきまして御説明させていただきます。今年度教育委員の皆様には総合教育会議の中で様々な学校教職員の働き方改革に関する議論の方をしていただき、ありがとうございました。その成果もありまして、教職員の負担軽減を図り、業務の円滑な実施を支援する学校サポーターについて、令和4年度からの配置に向けて予算化を進めているところです。各学校2名程度、授業や学校行事の補助、掲示物や資料の整理、消毒作業等の職務を担うことにより、教職員が児童生徒への指導や教材研究等に注力できる環境を整えていきたいと考えております。事業費としては、報酬等、合計で84,498千円を計上させていただきました。</p>
<p>森田教育長</p>	<p>次に、教育相談センター、お願いします。</p>
<p>岡田教育相談センター所長</p>	<p>授業ライブ配信事業ですが、この事業は児童生徒が色々な事情で学校を欠席した場合、学校で行っている授業をWebカメラで撮影してオンラインで配信することで、欠席した児童生徒にも出席している児童生徒と同じような学習を保障するような取組になります。この取組は不登校児童生徒への学びの保障をするための有効な手段と考えています。不登校児童生徒の中には家の外になかなか出られない子どももいます。そういった子どもに対して学びを提供するとともに、学校との関係維持にも役立つのではないかと思います。また、感染症等で学級閉鎖・学年閉鎖が行われた場合について、現在使われている端末内蔵のカメラより広範囲の撮影や細かい文字の撮影が可能と思われ、カメラの台数等については、資料を御覧いただけたらと思います。</p>
<p>森田教育長</p>	<p>続けて、中央図書館、お願いします。</p>
<p>柴原中央図書館長</p>	<p>中央図書館です。資料のナンバー72になります。令和4年度の新規事業である電子図書館運営事業について御説明いたします。電子図書館サービスにつきましては、これまで市民からも要望があり、当館としてもその導入について調査や検討を重ねて参りましたが、この度、令和4年度中に導入し、サービスを開始することといたしました。サービス開始時期は、本年10月の図書館情報システム更新に合わせることにします。サービス開始時期をシステム更新に合わせる理由としては、電子図書館サービスは、図書館のWebサービスの1つとして開始するものであります。従いまして、次期図書館情報システムと連携したものとすると</p>

	<p>め、その時期を合わせるものでございます。電子図書館を導入することにより、図書館を利用される方にとってメリットとなることとして、読み上げ機能や拡大機能などは視覚に障害を持つ方や高齢の方などにとっては大変便利な機能であります。また、図書館に行かなくても利用できることから、例えば、現在のようなコロナ禍にあつて、図書館利用を控えている方などにとっても有用なものとなります。一方、図書館にとってのメリットとしては、貸出返却等が自動化されること、書架スペースが不要となることなどがあり、利用者・図書館の双方にとってメリットがあります。令和4年度の中央図書館は、この電子図書館サービスを開始するとともに、自動車図書館車両を1台増やし、巡回ステーションを拡充するなど、新たなサービスの開始や既存サービスの一層の充実を図って参ります。</p>
森田教育長	<p>ここまでについて、何か質問、確認事項がありましたらお願いしたいと思えます。いかがでしょうか。</p> <p>はい、和泉委員、お願いします。</p>
和泉委員	<p>説明ありがとうございました。今の電子図書館がどういうサービスなのか私が理解できてないので、教えていただけてよろしいですか。</p>
柴原中央図書館長	<p>電子図書館につきましては、まず利用の仕方としては、やはり基本は個人のWeb環境を御用意いただきまして、タブレット、或いはパソコン、そして少し小さいですけどもスマートフォンでも見ることができるといものになります。紙の書籍は購入すれば図書館の蔵書としてつくば市の財産となるわけですが、電子図書館につきましてはそのコンテンツそのものを買取るわけではございません。これは電子図書館サービスを提供している民間のベンダーがあるのですけれども、そちらと電子書籍を利用する契約を結びまして、そちらにアクセスする権利を得るといことになります。従いまして、その書籍によって、例えば、契約の内容によりますが、1年間契約とか、或いは50回程度の利用があったらアクセスする権利がなくなるなどの制限つきのもの、或いは無制限で、例えば、今Web上には青空文庫というフリーの電子書籍もありますが、そういった形の契約をベンダーとしていくということになります。従いまして、今、中央図書館の方でも色々なWebサービスを行っているのですが、そのWebサービスの1つとして新たに電子図書館サービスというものを追加するというような形になります。パスワード等の登録など御自身でweb</p>

	<p>サービスが使えるようにするための手続きは一部発生してしまうのですが、そういった形で図書館に来館されなくても利用できるという形になります。あと、今、図書館の本の貸し出しは2週間ということで行っておりますが、この電子書籍サービスにつきましては、電子でやりとりをしていますので、本を返却しなくても貸し出し期限が過ぎてしまうと自動的に返却になるというようなこともございますので、延滞等が発生しないということも1つの利点であることを付け加えさせていただきます。</p>
森田教育長	<p>パソコンからでもスマホからでも読めるということで良いのかな。スマホでも読めるのですよね。</p>
柴原中央図書館長	<p>そうですね。もちろん画面が小さいとなかなか読みづらいところはあるかと思うのですが、インターネットに繋がるweb環境があれば、例えば、電車に乗りながらでも見ることができるとか、そういった形になります。</p>
和泉委員	<p>ありがとうございます。そうすると、事業の概要の1番にある導入予定書籍数 2,000 タイトルというのは 2,000 冊と考えてよろしいということですか。</p>
柴原中央図書館長	<p>予算計上の関係上 2,000 タイトルとさせていただいております。いわゆる 2,000 冊と捉えていただいてもよろしいかと思っております。ただ、人気のあるものにつきましては1つのタイトルを2冊の契約をするなど、そういう形になってきますので、タイトルの種類でいうと 2,000 冊に満たない場合もあるかと思っております。</p>
森田教育長	<p>他にはいかがですか。はい、倉田委員。</p>
倉田委員	<p>コミュニティ・スクール導入事業に関してなのですが、コミュニティ・スクールの推進委員について、上限で 30 人とあるのですが、この人選に関しては行政も関わるのか、それとも、職員もこの中に配置するのかお聞きしたいです。それから、推進委員会が年 6 回とあるのですが、これはこの回数にこだわらないで学校独自に設定ができるのかということをお聞きしたいです。</p>

大久保生涯学習推進課長	人選につきましては行政も関わる予定で現在進めております。それから、推進委員会の回数なのですが3回以上開催していただければということの説明会等では言っておりますので、予算上は6回とさせていただいている形になります。
森田教育長	校長が推薦して、ということですね。 はい、柳瀬委員、お願いします。
柳瀬委員	今の回答について、12人は教職員のため無報酬と書いてありますけれども、その12人のうちには教育行政からも入るといえることですか。教職員の中に教育行政の者も含まれているのですか。
大久保生涯学習推進課長	予定では、教職員の中には教育行政の職員は入りません。教職員は、学校の校長先生、教頭先生等を予定しております。
柳瀬委員	そうすると、半分以上が行政の人ということになってしまうのですね。
吉沼教育局長	今の行政職の参画についてですが、委員として、例えば、教育委員や教育局の課室の人間が入るといえるようなことは今のところでは考えてはおりません。ただ、この会議が開催されるにあたっては事務局としては当然生涯学習推進課が中心に参画していきますので、そういう意味では、大久保課長が申し上げた意味としては、行政職も参画をするということですので、具体的な運営委員会の委員には行政職は入りません。事務局として会議に参画するというイメージでいます。
森田教育長	18人には入らないということですね。 他にはいかがでしょうか。
柳瀬委員	学校閉校時のオンライン授業については、文科省の動きを確認していませんけれども、休校時だから授業時間にはもちろん入れないということだったと思うのですが、その後何か動きはありましたか。オンライン授業の扱いについては、もうこれまでと同じように授業時数とは認めないということですか。
岡田教育相談	時数としては認めてないと思いますけれども、ただ内容として、オン

センター所長	ラインでしっかりとやって欲しいということはあったかと思えます。
柳瀬委員	なるほど。そうしますと。やはり授業時間を確保しなくてはいけないわけじゃないですか。オンラインで学習していて、またそれとは関係なく時間を確保するというのは、先生方に相当負担がかかりませんかね。これは文科省に文句を言っても仕方ないですけども。
岡田教育相談センター所長	時数については、コロナ禍以前はあくまでも 1,015 時間とよく言われていましたけれども、いまはコロナ禍で休校もたくさん出ているので、必ずその時数に最終的にこだわる必要はないということで聞いています。
柳瀬委員	わかりました。みなし授業ができるわけですね。学び推進課もその認識でよろしいですかね。
横田学び推進課長	はい。そのつもりでいます。
柳瀬委員	その辺りは先生方の負担がますます増えないように、よろしく願いします。
岡田教育相談センター所長	はい、わかりました。ありがとうございました。
森田教育長	オンライン授業を時数にカウントしましょうという話はあるようですが、まだ本格的にはなっていないようです。 他はよろしいですか。それでは、提言の方に進めさせていただきま
◎その他 予算決算委員会における不登校児童生徒学習支援事業に対する提言への回答	
森田教育長	不登校児童生徒学習支援事業について 11 月 30 日の予算決算委員会で提言いただいたことに対して回答したので、吉沼局長からお願いします。
吉沼教育局長	2 月 14 日に行われた予算決算委員会文教福祉分科会においていただいた提言についての対応を御報告させていただきましたので、こちらにお

いても御報告をさせていただければと思います。これまでの分科会での委員の検討状況については提案内容の下に記載がありますので、こちらを御覧いただければと思います。結果的に6つの観点で提言をいただきました。これに対する対応ということで次ページに載せております。

1つ目、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを増員するとともに、児童生徒に対応する時間を増やすなどの対応が必要である、ということに対しては、スクールカウンセラーを5名増員し7名へ、スクールソーシャルワーカーを4名増員し8名とする新年度予算を提出しています、ということで、本議会開会中の議会の方に提案をさせていただいております。

2つ目、学校での校内フリースクールを開設するとともに専属の担当職員を配置し、児童生徒一人ひとりに寄り添った対応が必要である、ということに対しては、来年度谷田部中学校をモデル校として校内フリースクールを開設して参ります。専属の担当職員については、配置を県に要望しており、今後、開設校を増やしていきたいと考えております。

3つ目、家庭におけるオンライン学習支援のための環境整備を進めるとともに、不登校児童生徒にも対応できる体制づくりが必要である、という提言に対しては、学習者用端末を家庭に持ち帰り、オンライン学習が行えるように、各学校にて対応しており、経済的理由等によりネットワーク環境が整備されていない家庭にはWi-Fiルーターを貸出しています。なお、インターネット環境のない家庭にも今回の休校に際しては貸出を実施していることを付け加えさせていただきます。その他、不登校児童生徒への対応としては、専用のカメラ等を配備し、授業の一部をオンライン配信し、自宅でも授業等に参加できる体制を構築しています、ということです。

4つ目、不登校支援のための校外施設は必要である。市協働実証事業「むすびつくば」はすでに手狭であり、早急に公・民合わせて量的・質的・地域バランスにも配慮した選択肢を用意することが必要である、ということに対しては、不登校児童生徒の学習支援については、子どもたちに寄り添った対応が必要と考えています。そのため、必要な児童生徒に必要な支援ができるよう事業展開を検討して参ります。

5つ目、民間フリースクール等と連携をした不登校支援のための制度づくりが必要である、ということに対しては、民間フリースクール等の連絡協議会に参加し、情報交換等を重ね連携を強化しながら、不登校児童生徒の支援を展開していきます。

6つ目、不登校につながる可能性が考えられる発達障害等を早期に発

<p>森田教育長</p>	<p>見し、相談・支援する体制を整備する必要がある、ということについては、学級担任、養護教諭及びスクールカウンセラーが連携して児童生徒に寄り添い、学校と特別支援教育推進室とが連携し、発達障害等の早期発見・早期対応の体制を強化して参ります。また、学校、特別支援教育推進室及び教育相談センターの定期的な情報交換の機会を増やし、相談・支援体制の一層の充実を図っていきます、ということで提言に対する対応ということで御報告させていただいたところです。以上、報告となります。</p> <p>では、これについて御意見ありましたら、お願いしたいと思います。</p> <p>はい、柳瀬委員。</p>
<p>柳瀬委員</p>	<p>4つ目なのですがけれども、学習支援について、必要な児童生徒に必要な支援ができるように、というこの表現なのですが、必要な児童生徒に必要な支援ができるように、というのは何か分かるような気はするのですが、ちょっとよく分からないですね。児童生徒によって必要が違うと思います。色々な必要があって違う必要に対する色々な支援をするということですか。或いは、必要ではない児童生徒とていうのも想定しているのですか。</p>
<p>岡田教育相談センター所長</p>	<p>色々な子どもたちがいると思うので、それに応じて対応していきましようということでこういう表現になってしまったところなのですがけれども。</p>
<p>柳瀬委員</p>	<p>1人ひとりに寄り添うということは分かるのですが、必要な児童生徒に必要な支援というのは、ちょっと言葉的には難しい理解になると思います。ですから、児童生徒のそれぞれのニーズに沿って支援をする、ということで、必要としない児童生徒はいないよねという話におそらくなると思うのですね。</p> <p>もう1点よろしいですか。5つ目、民間フリースクール等の連絡協議会に参加し、と書いてあるのですがけれども、言っている意味は全然分かるのですがけれども、どういう立場で連絡協議会に参加していくのか、また、連携を強化するというのも具体的に何かをするのかという話になると、ピンと来ません。その辺はどういう意見交換があったのかわかりませんが、どうでしょうか。</p>

<p>岡田教育相談センター所長</p>	<p>民間フリースクールについては、子どもたちがいくつかの施設を利用させていただいているのですが、正直に言うとなかなか学校の方で把握できていないところがありました。民間フリースクールに通っている子どもたちの保護者の方から学校に連絡してくださいという話をするのですが、なかなか十分に把握できてないところがあり、また、我々の方も正直に言うとなすべての民間フリースクールを把握できていないところがありましたので、まず市内にどのぐらいの民間フリースクールがあるのかというところを把握したり、学校と民間フリースクールの連携が不十分なところが見られましたので、我々の方でどういった施設があるのかを把握した上で、学校に対しても情報提供をしたりしながら連携強化をしたいと考えています。要するに、子どもが利用しているわけなので、その連携が強化されないと子どもに適した支援というのは難しいだろうというところがあるので、我々としてはその民間フリースクールにはどういったものがあるかということをもとに知りたくてこういった協議会の方にも顔を出させていただいて、橋渡しという言い方が適切かどうかかわからないですけども、学校との仲立ちというか、そういった形をとりながら連携強化を図っていきたいと考えております。</p>
<p>柳瀬委員</p>	<p>その気持ちはよく分かるのです。言わんとしていることもよく分かるのです。だけど、参加するという表現がちょっと気になります。オブザーバーで情報交換するぐらいのことだったらわかるのですけれども、参加という言葉がちょっと問題になるのかなと思います。あと、不登校児童生徒の支援を展開しますと書いてしまっているのですよね、支援をする、と。フリースクールを通して支援をするのですか、どんな支援なのですか、となると思うのですよね。そこまではまだ議論が練れていないので、ちょっと慎重に話された方がいいかなと思います。</p> <p>それでちょっとドキッとすることを言うと、憲法 89 条についてはいつも念頭に入れてフリースクールのことを考えなきゃいけないということですね。そこはよろしいでしょうか。つまり、行政が民間のフリースクールに直接金銭的な支援をすることは、今のところにはできないですよ、お分かりだと思いますが。それで教育バウチャーのような話になっていくのですけれども、その辺もこれから教育委員会でも煮詰めていかなければいけないことです。普通は憲法 89 条のことは知らないですか。教育行政の側ではしっかり頭に入れておいて欲しいですね。つまり、連絡協議会に参加して支援をするというと、これは公の支配が入ると解釈されても仕方がないのですよ。その辺はこれからもうちょっとみ</p>

	んなで議論していきましょう。
岡田教育相談センター所長	ありがとうございます。本当に言葉遣いを注意しなくてはいけないなと深く反省いたしました。とにかく子どもたちのためにこういった形で我々も関わっていけば良いのかというのは本当に検討しなければいけないことだと思うので、今柳瀬委員がおっしゃったように、本当にどんな考えも排除せずにテーブルに載せた上で検討を考えていきたいと考えております。
柳瀬委員	ちなみに、憲法 89 条はどれぐらい理解していますかね。
岡田教育相談センター所長	すいません、勉強不足で、よく分かっておりません。
柳瀬委員	いや、普通そうだと思うのです。だけどこれはすごく重要なポイントで恐らくこれからみんな勉強して煮詰めなくてはいけないことなので、教育バウチャーの話をする時は必ず出てくることなので、勉強していきましょう。
森田教育長	他はいかがでしょうか。じゃあ和泉委員、お願いします。
和泉委員	3つ目です。この休校中に1人1台端末を持ち帰り、かつ、ルーターを貸し出していたということですが、 休校中にいくらルーターがあっても何か繋がらないとか何かしらトラブルがあったのではないかと思うのですが、その辺の状況をもうちょっと知りたいなと思いました。どういう体制でケアをしているのかということをお教えてください。
山田総合教育研究所長	先週までオンラインの学習を進めてきたわけですが、機器のことについてはヘルプデスクの方にお電話をする、それから、運用でどのように直したらいいかということは総研の方にお電話いただくということで、以前もこちらでお話しをしましたが、9月の時には初日に80件ぐらいお電話がありましたが、今回は30件ぐらいでのスタートでございました。随分減りました。やはり最後の最後まで、パソコンが繋がらないのですがどうしたらいいですか、というお電話は何っていました。実際本当に機器が壊れてしまったり、代替機を持っていったり、そういうことは総

和泉委員	<p>研の方で対応させていただきました。</p> <p>あと、やはりそれを使って何をするかというのが一番大事だと思っていて、休校中に果たしてそのタブレットを使いながらどういう学習をしたのかというのが気になっています。その辺はどういうふうに評価というか、振り返りのようなことを行うのでしょうか。</p>
山田総合教育 研究所長	<p>やはりオンラインの支援の時には1クラスで授業をやるよりも、複数クラスを同時に授業しているケースが多くて、そうしますと先生方にはT2やT3の先生方が出ることになります。その先生方が個別の対応に当たるといって授業を展開している事例をたくさん見受けました。また、双方向ということ意識して、中には、途中で何分か考えてからこのことを話し合おうねという授業であったり、技能教科についても、この時間は少し気分転換で縄跳びを跳んで来てとか、御家庭で調理を試してみようとか、今も歌えないのでおうちで歌ったりとか、そういう色々な創意工夫が見られました。</p>
和泉委員	<p>なんせ初めての試みなのであまり形式ばったものである必要ないと思うのですが、先生方にとってどうだったのかということと、あとは子どもたちがそれを使ってどうだったのかということ、何かしら文字にしておくとか、振り返りをして改善をしていくということをしていく必要があるとすごく思っています。これは私からの提案です。</p>
山田総合教育 研究所長	<p>今後検討させていただき、また見直していきたいと思います。</p>
森田教育長	<p>9月の時も調査はしたのですよね。それを受けてまた改善したということでしたよね。</p>
山田総合教育 研究所長	<p>9月の時のことを踏まえて、通信環境の問題もありましたのでそちらの改善、それから授業内容の改善ということで、また次回オンライン学習の対応がないとは言い切れませんので、また見直しを図っていくつもりでございます。</p>
柳瀬委員	<p>思いついただけなのですがけれども、このオンライン学習の参観はできるのですか。</p>

山田総合教育 研究所長	保護者の方はある意味で毎日参加されているということでした。
柳瀬委員	例えば教育委員がちょっと授業参観したいなということで、どこかのオンライン学習の参観というのも可能ですか。
山田総合教育 研究所長	改めて検討させていただきます。
森田教育長	アドレスさえ分かれば大丈夫ですよ。なかなか楽しい授業もたくさんありましたよね。
成島委員	5つ目の民間フリースクールのところについて、連携して情報交換をするということなのですが、とにかく情報を分かりやすく発信してほしいです。市のホームページがわかりにくいと言ってしまって申し訳ないのですが、現在もそういう情報をつなぐ役割をしている方がいるようですので、そういう方々と市が積極的に連携して、新しく作るということではなく、今あるものをどう繋いでいくかということがとにかく大事だと思うので、学校に聞いたら市と繋がって、一覧でよくわかるようなものに繋がっていくというように、今後きちんとできていけるように、効率よく進めていけたらいいなと思います。
岡田教育相談 センター所長	民間フリースクール連絡協議会の代表の方とは担当者がメールで繋がっているので、そういったところからも情報が来ます。そういったことを極力学校にリアルタイムで情報提供しながら、学校と市とあわせて色々な支援の形を検討していければと考えています。
成島委員	ありがとうございます。今後、教育委員会としても話し合っていかなきゃいけないことだと思うのですが、不登校支援として様々な形で支援していかなくてはならないというときに、どこがどういう特色でどういう支援を行っているのかという、自分の子どもに合いそうなものを見つけやすいようにまとめるという方向で、それを利用しやすいように財政面でも市がちょっとずつ助けてあげられるような制度を作っていくことが今後大事だと思います。我々だけで話し合うことでもないので、定期的に獲得した情報の提供などもお願いします。

岡田教育相談 センター所長	ありがとうございました。
柳瀬委員	<p>私がやっている NPO 法人は、障害者に対してフリースクールと同じような立場なのですよ、直接補助はもらっていないです、間接補助なのです。本人に補助されるところを、うちの NPO 法人は要件がそろっているので、うちの NPO を利用する人に補助が事業所に来るという形なのです。つまり、要件がちゃんとそろっていないと事業者として認められないのです。フリースクールの情報提供はすごく大事なのですけれども、行政が間に入っている場合は、基準をちゃんと作って、フリースクールとしてどれぐらいのものを認めるべきかということをやってからじゃないと、行政が情報を流してはいけないと思うのです。その作業はかなり厳密にやって欲しいですよね。それでトラブルに巻き込まれたということが、もちろんない方がいいのですけれども、あるかもしれないし、利用料金がいくらなのか、それから、出席としてちゃんときちんと認められている実績があるのか、そのためにはある程度カリキュラムがどうなっているかとか、人員が確保できているのかとか、施設を持っているのかとか、宗教や政治と一線を画しているところであるかとか、結構難しいですよね。もちろん成島委員が言われるように、すぐにでも情報が欲しいと思うのですけれども、そのためにはすごくこちらも真剣に情報収集してちゃんとヒアリングをするとか、そういうことをしないと民間フリースクールの協議会の情報を鵜呑みして、こうなっていますよとそのまま出すことだけはして欲しくないです。</p>
岡田教育相談 センター所長	<p>まさに柳瀬委員がおっしゃるように中身のチェックというのにも必要だと思います。ただまだまだ我々がどういう形のチェック体制にするかというところの議論が不十分ですので、しっかりとした議論をした上でチェック体制というのを整えていきたいと思います。その際にはぜひ御意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。</p>
倉田委員	<p>4つ目のところは、やはり柳瀬委員がおっしゃるように、必要な児童生徒に必要な支援という表現が、文言としては変えたほうがいいかなと思います。やっぱり誤解を招かないようにするには、個々の児童生徒の要求に沿って適切な支援ができるという方が、理にかなっているのかなという気がします。あと、民間フリースクールについては、法令にもあ</p>

	<p>るように、やっぱり市で認定して、承認を得ないと支援ができないのが現状です。ですから、私は将来的にはやっぱりネットワークを構築して市でしっかりと把握して、不登校児童生徒が自由に選択できるような方向性などを今後検討していけるような、そういうシステムを作っていくことが、つくば独自のモデルとして全国に発信できるようなことをやっていければいいのかなと思ったのですが、そのためにやっぱり十分に情報を把握してどういう状況なのかということも得ながら今後進めていく必要があるかと思うのですね。そうしていくことによって一人ひとりの児童生徒が救われていくというか、いい意味で将来に夢を持って子供が臨んでいけるのかなという気がするのですが、その辺については今後検討をしていく必要があると私も思っています。</p>
森田教育長	<p>本当に今のことは大事なことで、一度方針という形で大きな柱だけ出ささせていただきましたけども、今度は今いただいたような意見を基に細かく今後どうするべきなのかというところは考えていかななくてはいけないなと思っています。そういうところの話し合いも是非この教育委員会の方で進めていきたいと思っています。</p>
和泉委員	<p>これはつくば市だけではなくて、全国的に 2016 年の教育機会確保法の後に、誰ひとり取り残さない教育ということが考えられてきたところで、いまガイドラインを策定し始めている自治体がありますよね。私もまだ勉強中なのですが、例えば、大分県とか兵庫県尼崎市などです。なぜそれが大事なのかというやはり、量的拡大と並行して質の保障ということで、フリースクールであれば何でもいいわけではなくて何をどういうふうに教えて子どもたちが学習できるかということも大切だからです。質の保障が非常に重要だと考えています。なので、喫緊の作業でありながら非常に慎重でなければならないということで、すごく難しいことだと私も考えています。なので、1つの取っかかりとしてやはり他の自治体を見てみるということで、良さそうなものを取りあえず読んでみるとか真似してみるとかということでもいいと思うので、一緒に読みながら考えながら進めていきたいなと考えています。よろしく願いします。</p>
◎その他 むすびつくばに関する対応について	
森田教育長	他に何かありますでしょうか。

柳瀬委員	つくば市不登校児童生徒学習支援事業むすびつくばの運営継続に関する陳情書が出されたということで、それについての対応については、現時点でどういう対応になりますでしょうか。
森田教育長	<p>前回の教育委員会でも大変皆様に様々な御意見いただき本当にありがとうございました。その後、色々な形で検討させていただいて、とにかく今通っている子どもたちが、行き場所がなくなってしまうというその不安を解消するのが一番だということを以前もお答えしました。具体的なお答えはまだできませんけれども、その子たちにも、居場所を確保するといいますか、居場所を保障しながら全体的なその不登校支援を進めていこうと考えています。今、本当にいろいろ御心配いただきましたけれども、その点についてはしっかりやっていきたいと思っております。また、先ほども言いましたように、今回の事を機に不登校支援というのを、つくば市として今後どういうふうに進めていくのがいいのかというところについて、どういう形で議論するかという問題はありますが、この教育委員会というのもその議論の1つになると思います。そういう中でしっかり議論して、つくば市としての対応のあり方をまとめていく時期だと思っております。それを早急にやっていきたいと思っております。ぜひその点については御協力をまたお願いしたいと思っております。</p> <p>何か事務局の方から付け加えることはありますか。よろしいですか。委員の方から他に何かありましたら、お願いしたいと思っております。よろしいでしょうか。</p>
柳瀬委員	それでは、陳情書にある、2022年度4月以降も現在の在籍児童生徒が継続できるというように理解してよろしいでしょうか。
森田教育長	そうですね、継続できる形を私たちとしては提案する形で考えています。
柳瀬委員	分かりました。ありがとうございます。
森田教育長	それでは、長時間本当にありがとうございました。以上で今月の定例会を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎ 閉 会

午後4時10分閉会宣言

会議録調製年月日 令和4年3月31日